

板橋区重症心身障がい・医療的ケア児等会議設置要綱

(令和2年3月26日区長決定)

(令和7年7月9日一部改正)

(目的)

第1条 重症心身障がい・医療的ケア児等に対する支援に関し、地域の課題及び対応策について継続的に情報共有及び意見交換を行うための協議の場を設け、重症心身障がい・医療的ケア児等に対する必要な支援と成長過程を繋ぐ連携体制をとることを目的として、板橋区重症心身障がい・医療的ケア児等会議（以下「会議」という。）を設置する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 重症心身障がい 重度の知的障がいと重度の肢体不自由が重複している障がい児（者）
- (2) 医療的ケア児等 日常生活及び社会生活を営むために恒常的に人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為を受けることが不可欠である児童（18歳未満の者及び18歳以上の者であって高等学校等に在籍するものを含む）及び恒常的な医療的行為が不要となった児童

(所掌事項)

第3条 会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 重症心身障がい・医療的ケア児等の現状把握に関すること。
- (2) 重症心身障がい・医療的ケア児等の課題及び施策に関すること。
- (3) 重症心身障がい・医療的ケア児等に係る関係機関との調整に関すること。
- (4) 医療的ケア児支援体制に関すること。
- (5) その他、重症心身障がい・医療的ケア児等に関すること。

(構成)

第4条 会議は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 区関係部署の職員
- (2) 医師
- (3) 当事者の親の会
- (4) 特別支援学校
- (5) 医療的ケア児等コーディネーター
- (6) 医療的ケア児相談窓口
- (7) その他必要と認められた者

(開催回数)

第5条 会議は、必要に応じて開催することとする。

(守秘義務)

第6条 会議の構成員及び構成員であった者は、会議の職務に関し知り又は知り得た秘密及び個人に関する情報を漏らしてはならない。

(会議の公開)

第7条 会議、会議録及び会議の資料は公開とする。ただし、公開することが適当でない認められるときは、公開しないことができる。

(謝礼)

第8条 会議に出席した者(第4条第1号に掲げる職員を除く。)に対し、予算の範囲内において謝礼を支払うことができる。

(事務局)

第9条 会議の事務局は、福祉部障がいサービス課に置く。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、福祉部長が別に定める。

付 則

この要綱は決定の日から施行する。

付 則

この要綱の一部改正は、決定の日から施行する。